

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第91号，同第108号ないし同第110号及び同第113号），同年3月11日（同第227号）及び同年4月22日（同第324号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第431号ないし同第434号，同第437号，同第446号及び同第451号）

事件名：発達障害（者）の定義が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

文部科学省において使用している学習障害（児）の定義が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

学習障害（児）の定義が記載されている文書（ICD-10によるもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

「F81 学習障害」として特定課として決裁した文書 H26年度」の開示決定に関する件（文書の特定）

LDの判定手続が記載されている文書（特定課分）の開示決定に関する件（文書の特定）

F81の学習障害の定義が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

LD，ADHDの意味の内容が分かる文書（特定課分）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる請求1ないし請求7（以下，併せて「本件請求文書」という。）につき，別表の2欄に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，別表の3欄に掲げる日付及び文書番号により行った各開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分7」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

(1) 処分1ないし処分6について

文書の特定に誤りがある。開示決定通知書に開示請求人が記載した行政文書名等の記載がないから、開示決定等の判断の根拠が不明である。

行政文書開示決定通知書に記載の「開示する行政文書の名称」には、正式の行政文書名、作成者、作成年月日が明示されていないから、文部科学大臣が特定した文書の内容が不明である。それゆえ開示決定処分は違法である。開示請求人は、いかなる文書が特定されたのかを理解することができない。

(2) 処分7について

開示請求に係る行政文書は存在しない。開示決定する場合は、行政文書を作成又は取得したことの理由、誰が作成したのかの記載が必要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 請求1（諮問第91号）について

(1) 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求は、請求1についてなされたものである。

開示請求について、発達障害の定義については、発達障害者支援法で規定されているところであるが、文部科学省で作成し、保有している行政文書のうち、発達障害の定義が記載されている文書1で当該定義の特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の確認を行ったが、一定期間経過しても返答がなされなかったため、文書1を特定して、開示決定としたところ、異議申立人から、下記アないしエの理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

異議申立人の異議申立て理由

ア 行政文書の特定に誤りがある。

イ 開示決定通知書に、開示請求人が記載した行政文書名等の記載がないから、開示決定等の判断の根拠が不明である。

ウ 行政文書開示決定通知書に記載の「開示する行政文書の名称」には、正式の行政文書名、作成者、作成年月日が明示されていないから、文部科学大臣が特定した文書の内容が不明である。

エ 開示請求人は、いかなる文書が特定されたのかを、理解することができない。

(2) 開示決定の妥当性について

文部科学省では、開示決定前に、特定した文書1を情報提供していたが、それに対し、異議申立人は、回答をせず、開示決定した文書1について、開示の実施方法の選択の申出も閲覧等も行われていないため、異議申立人は何をもって異議申立て理由上記(1)アを主張しているかが不明である。

加えて、上記(1)ウ及びエについては、開示決定した文書1を閲覧すれば分かることであり、当たらない。

また、開示決定等の判断の根拠については、別紙の補正の最終確認書にも記載しており、上記(1)イについては当たらない。

<本開示請求経緯>

開示請求について、法の趣旨を踏まえ、特定した文書1について情報提供を行い、確認を求めたところ、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正を依頼し、文書を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

以上のとおり、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、予め特定した文書1で、開示の決定を行ったものである。

(3) 処分1に当たっての考え方について

以上のことから、文書1を特定して、開示決定とした処分1は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

2 請求2ないし請求6（諮問第108号ないし同第110号，同第113号及び同第227号）について

(1) 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求は、請求2ないし請求6についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容から文書2又は文書3の特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の確認を行ったところ、一定期間経過しても返答がなされなかったため、文書2又は文書3を特定して、開示としたところ、異議申立人から、下記アないしエの理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

異議申立人の異議申立て理由

ア 行政文書の特定に誤りがある。

イ 開示決定通知書に、開示請求人が記載した行政文書名等の記載がな

いから、開示決定等の判断の根拠が不明である。

ウ 行政文書開示決定通知書に記載の「開示する行政文書の名称」には、正式の行政文書名、作成者、作成年月日が明示されていないから、文部科学大臣が特定した文書の内容が不明である。

エ 開示請求人は、いかなる文書が特定されたのかを、理解することができない。

(2) 開示決定の妥当性について

文部科学省では、開示決定前に、特定した文書2又は文書3を情報提供していたが、それに対し、異議申立人は、回答をせず、開示決定した文書2又は文書3について、開示の実施方法の選択の申出も閲覧等も行われていないため、異議申立人は何をもって異議申立て理由上記(1)アを主張しているかが不明である。

加えて、上記(1)ウ及びエについては、開示決定した文書2又は文書3を閲覧すれば分かることであり、当たらない。

また、開示決定等の判断の根拠については、別紙の補正の最終確認書にも記載しており、上記(1)イについては当たらない。

<本開示請求経緯>

開示請求について、法の趣旨を踏まえ、特定した文書2又は文書3について情報提供を行い、確認を求めたところ、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正を依頼し、文書を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

以上のとおり、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、予め特定した文書2又は文書3で、開示の決定を行ったものである。

(3) 処分2ないし処分6に当たっての考え方について

以上のことから、文書2又は文書3を特定して、開示決定とした処分2ないし処分6は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

3 請求7(諮問第324号)について

(1) 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求は、請求7についてなされたものである。

請求内容から、LD(学習障害)とADHD(注意欠陥多動性障害)について、定義を示した文書1で特定を行うことが可能であると考えたところ。

特定した文書について、開示としたところ、異議申立人から、以下ア

及びイの理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

異議申立人の異議申立て理由

ア 開示請求に係る行政文書は存在しない。

イ 開示決定する場合は、行政文書を作成又は取得したことの理由、誰が作成したのかの記載が必要である。

(2) 開示決定の妥当性について

開示決定に係る行政文書については、実際に存在するため、上記(1)アには当たらない。また、開示決定通知書に記載する内容については、各省毎に定めており、請求者の主張には根拠がないため、上記(1)イについても当たらない。

(3) 処分7に当たっての考え方について

以上のことから、文書1を特定して、開示決定とした処分7は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

(別紙省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第91号、同第108号ないし同第110号、同第113号、同第227号及び同第324号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第91号、同第108号ないし同第110号及び同第113号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年3月11日 諮問の受理(諮問第227号)
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ⑤ 同年4月22日 諮問の受理(諮問第324号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ⑦ 同年9月12日 審議(諮問第91号、同第108号ないし同第110号、同第113号、同第227号及び同第324号)
- ⑧ 同年10月17日 諮問第91号、同第108号ないし同第110号、同第113号、同第227号及び同第324号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別表の1欄に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、請求1及び請求7については文書1を特定し、請求2、請求5及び請求6については文書2を特定し、請求3及び請求4については文書3を特定し、全部開示とする決定(処分1ないし処分7)をそれぞれ行

った。

異議申立人は、「文書の特定に誤りがある。開示請求に係る行政文書は存在しない。」などとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 異議申立人がどのような理由をもって処分1ないし処分6について「行政文書の特定に誤りがある。」と主張し、処分7について「開示請求に係る行政文書は存在しない。」と主張しているのか不明であるが、原処分において本件対象文書を特定した経緯等は、以下のイないしクのとおりである。

イ 処分1（諮問第91号）について

文書1は、発達障害に係る施策の検討などにおける基礎資料として使用している文書である。文書1に記載されている発達障害の定義に関する情報は、「学習障害児に対する指導について（報告）学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）（平成11年7月2日）」などで取りまとめられた定義を引用しているものであり、必要に応じ修正を行っている。

文部科学省では、請求1に該当すると考えられる文書を多数保有しているところ、本件開示請求書に作成年度等の指定はないが、発達障害の定義が記載されている全ての文書を求めているとは考え難いことから、「主な発達障害の定義」の直近（最新）の文書である文書1が特定するに最適な文書である旨をあらかじめ異議申立人に説明するとともに、文書1が請求1に該当しない場合にあっては、文書特定につながる情報について回答（補正）を求めた。

しかしながら、回答期限を経過しても回答がなかったことから、事前に説明を行った文書1を処分1において特定した。

したがって、文書1は、請求1に対して特定するに最適な文書であり、特定に誤りはないと考える。

ウ 処分2（諮問第108号）について

学習障害については、平成4年6月に発足した協力者会議において様々な側面から検討が行われ、平成11年7月2日に定義及び判断・実態把握基準（判定手続）などの試案が、文書2として取りまとめられており、その後、新たな取りまとめは行われていないこと

から、請求2に対し文書2を特定した。

したがって、処分2における文書2の特定に誤りはないと考える。

エ 処分3（諮問第109号）について

文部科学省では、請求3に該当すると考えられる文書を多数保有しているところ、本件開示請求書に作成年度等の指定はないが、学習障害の定義が記載されている全ての文書を求めているとは考え難いことから、ICD-10（異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関（WHO）が作成した分類）による学習障害の定義が最も分かりやすくまとめられている文書3が特定するに最適な文書である旨をあらかじめ異議申立人に説明を行うとともに、文書3が請求3に該当しない場合にあっては、文書特定につながる情報について回答（補正）を求めた。

しかしながら、回答期限を経過しても回答がなかったことから、事前に説明を行った文書3を処分3において特定した。

したがって、文書3は、請求3に対して特定するに最適な文書であり、特定に誤りはないと考える。

オ 処分4（諮問第110号）について

本件開示請求書には、「「F81学習障害」として特定課として決裁した文書H26年度」との記載があったが、異議申立人との面談時に異議申立人が文書3を持参し、「請求4に対しては文書3の開示を求める」旨発言があったことから、文書3が請求4に該当しない場合にあっては、文書特定につながる情報について回答（補正）を求めた。

しかしながら、回答期限を経過しても回答がなかったことから、異議申立人が発言したとおりの文書3を処分4において特定した。

したがって、処分4の特定に誤りはないと考える。

カ 処分5（諮問第113号）について

上記ウにおいて説明したとおり、LD（学習障害）は、協力者会議において定義及び判断・実態把握基準（判定手続）などの試案が、文書2として取りまとめられており、その後、新たな取りまとめは行われていないことから、請求5に対し文書2を特定した。

したがって、処分5における文書2の特定に誤りはないと考える。

キ 処分6（諮問第227号）について

文部科学省では、発達障害者支援法の学習障害とICD-10のF81（学力の特異的発達障害）が合致することは自明であると理解しており、文書3などにおいてF81を学習障害と記載している。

上記ウにおいて説明したとおり、学習障害は、協力者会議において

定義及び判断・実態把握基準（判定手続）などが文書2によって試案として取りまとめられており、その後、新たな取りまとめは行われていないことから、請求6に対し文書2を特定した。

したがって、処分6における文書2の特定に誤りはないと考える。

ク 処分7（諮問第324号）について

文書1は、上記イにおいて説明したとおり、発達障害に係る施策の検討などにおける基礎資料として使用している文書であるが、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）等の定義（意味）も記載されている。

文部科学省では、請求7に該当すると考えられる文書を多数保有しているところ、本件開示請求書に作成年度等の指定はないが、LD及びADHDの意味が記載されている全ての文書を求めているとは考え難いことから、LD及びADHDの意味が最も分かりやすくまとめられている「主な発達障害の定義」の直近（最新）の文書である文書1を処分7において特定した。

したがって、文書1は、請求7に対して特定するに最適な文書であって、異議申立人が主張するように、「開示請求に係る行政文書は存在しない。」と説明したことはないため、処分7は妥当であると考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として、特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件請求文書		2 本件対象文書	3 原処分の日付 及び文書番号
番号	開示請求書における記載		
請求1 (諮問 第91 号)	文部科学省において管理している「発達障害(者)の定義が記載されている文書(発達障害者支援法第2条2項における判断基準を含む)」の文書	文書1 主な発達障害の定義	処分1 平成27年 10月30日 付け26受文 科初第393 4号
請求2 (諮問 第10 8号)	文部科学省において使用している学習障害(児)の定義(判定手続きを含む)が記載されている文書	文書2 学習障害児に対する指導について(報告)(平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議)	処分2 平成27年 10月30日 付け26受文 科初第393 5号
請求3 (諮問 第10 9号)	学習障害(児)の定義が記載されている文書(ICD-10によるもの)	文書3 平成26年度特別支援教育教育課程等研究協議会参考資料	処分3 平成27年 10月30日 付け26受文 科初第393 6号
請求4 (諮問 第11 0号)	「F81学習障害」として特定課として決裁した文書H26年度	(文書3に同じ)	処分4 平成27年 10月30日 付け26受文 科初第394 1号
請求5 (諮問 第11 3号)	LDの判定手続きが記載されている文書(ICD-10の医学診断を含む)(特定課分)	(文書2に同じ)	処分5 平成27年 10月30日 付け26受文 科初第395 0号

請求 6 (諮問 第 2 2 7 号)	F 8 1 の学習障害の定 義が記載されている文書	(文書 2 に同じ)	処分 6 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付け 2 7 受文科 初第 2 2 4 2 号
請求 7 (諮問 第 3 2 4 号)	L D, A D H D の意味 の内容がわかる文書 (特 定課分)	(文書 1 に同じ)	処分 7 平成 2 8 年 1 月 1 3 日付 け 2 7 受文科 初第 2 8 2 2 号